

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

外部専門家や提携企業と連携し、お取引先が抱える様々な課題の解決に取り組みます。事業承継に関しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構、千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等外部支援機関との連携により伴走して取り組みます。

b. 専門人材マッチング

取引先事業者が抱える人材面の課題に対し、「千葉県副業人材マッチング支援事業」等をとおしてマッチングを支援します。

c. 健康経営に関する取組

健康経営の実践とともにその普及に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他

a. 当組合が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

- b. 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- c. 当組合では、「金融を通じて地域社会に奉仕する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向け、地域の社会・経済・環境等の諸課題の解決に取り組むなど、協同組織金融機関としての使命を果たしてまいります。

2025年7月1日
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

君津信用組合

理事長 平野 文彦